

土 木 工 事 に お け る 条 件 明 示 事 項

工事名： 西原東こども園アクセス通路整備工事

明 示 項 目	明 示 事 項
工程関係	【占用物支障物件について】 当該現場における占用物支障物件は、以下の通りである。 ① 電柱（沖縄電力） ② 架空線 発注者にて、占用物支障物件①電柱の移設に向け調整中であるが、工程の関係上、移設時期に制約があるため、電柱移設に相当の期間を要する場合は、復旧工における、側溝の排水経路は変更が生じる可能性があることに留意すること。
工事関係	【資材・施工ヤードについて】 資材・施工ヤードとして、西原東こども園用地を提供する。なお、年度末には西原東こども園園舎の建築工事が予定されているため、お互いの工事の支障にならないよう、工程に関する調整を要する。
〃	【搬入・搬出土について】 埋戻し等に要する土砂については、東崎商業用地の仮置き土を利用する。
〃	【磁気探査について】 工事の際に必要な磁気探査は、本工事に含める。なお、既設水路や仮設鋼矢板等の構造物近傍探査になるため、多成分探査によること。
〃	【民有地からの排水】 工事個所の近接住宅において浄化槽処理水が、都市下水路内に放流されていることから、既設水路の取壊し時には排水管の切り回しを要する。
環境対策関係	【濁水対策について】 都市下水路内の工事であることから、濁水対策には十分配慮すること。
支障物等協議関係	【支障線路移転請求】 以下の関係機関には、支障線路移転請求を提出予定。 ① 沖縄電力株式会社 那覇支店(電柱、架空線) ② 西日本電話通信株式会社 沖縄支店(架空線)
〃	【支障草木の伐採】 工事の際に支障となる民有地の草木については、地主等より伐採の了承済みである。工事の支障となる草木の伐採については受注者にて行うこと（共通仮設費率に含む）。伐採殻の運搬処分費については別途変更協議にて対応可とする。
交通安全関管理関係	【交通規制】 都市下水路管理用通路の交通規制が必要となるため、工事期間中、事故の無いよう安全確保に努めるとともに、事前に周辺住民等への周知を図ること。
積算関係	【積算条件】 工種区分：「道路改良工事」 週休2日制：「完全週休2日制(土日)」※ 土木工事における週休2日施行工事の実施要領の改訂について(通知) 土技第441号 令和7年6月24日に準じる 施工地域区分：「補正なし」 その他：「発注者が金銭的補償を必要とする場合（+0.04）」
議会議決関係	【契約条件】 本工事の契約に当たっては、西原町議会の議決を必要とする。 手続きの進め方は以下の通りである。 ①入札 ②仮契約 ③議決（9月に行われる、西原町議会を予定） ④議決を得た旨、本契約日、工期の始期と終期を落札者あてに通知 ⑤請負者より着手届等の提出、現場着手など